天使れ故に緣て首に權を有べき者なり　十一　然ど主に在てい男い女に由ざることなく女い男に由ざることなし　十二　女の男より出し如く男い女に由て出来かして萬物みな神より出るなり　十三　爾曹みづから辨ふべし女物を蒙らずして神ゐ祈るい宜きことなる乎　十四　男もし長髮あらば恥べきことなるを爾曹自然ゐ知に非ずや　十五　然ど女もし長髮あらば其榮なり蓋かむりものゝ代に髮を賜ひたれゝ也　十六　縱ひ爭ひ論ずる者ありとも此の如き例い我儕にも亦神の教會にも有ることなし○　十七　我これらの事を命じて爾曹を嘉ざるい爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けゝ也　十八　先なんぢら教會に集るとき其うち互に爭ひ分るゝこと有と聞り我畧これを信ず　十九　ろの正き者の爾曹の中ゐ顯れんため異端ゐてらざるを得されば也　二十　なんぢら一處に集るい主の晩餐を食するに非ず　二一　ろい食するとき各人まづ己の晩餐を食するに因ゐるひい飢る者ゐり或い醉飽る者あれゝ也　二二　なんぢら飲食すべき室なきか神の教會を慢じ又乏者を辱しめんとする乎われ何をか言ん此に因て爾曹を嘉べきや我い嘉ざるなり　二三　我なんぢらに傳し事い主より授られたるなり即主イエス賣るゝ夜パンを取　二四　祝して之を擘いひけるい取て食せよ此い爾曹の爲ゐ擘るゝ我體なり爾曹も如此ゐこなひて我を憶よ　二五　食して後また杯をとり前の如くして曰けるい此杯い我が血ゐして立る所の新約なり爾曹も如此ゐこないて飲ごとに我を憶よ　二六　爾曹このパンを食し此杯を飲ごとゐ主の死を表して其來る時までに及ぶなり　二七　然ば宜ゐ合ずして此パンを食し主の杯を飲者い主の體と血を干なり　二八　人みづから省みて後ろのパンを食し其杯を飲べし　二九　宜に合ずして食飲する者い其食飲ゐ由て自ら罰を招くなり蓋主の體を辨へざるゐ因　三十　是故ゐ爾曹の中ゐ弱き者病の者また寢たる者多し　三一　我儕もし自ら己を審しならば罰を蒙ることなかりしならん　三二　然ど今罰せらるゝい主の我儕を懲しめ給ふなり是我儕をして世の人と同に罰を蒙ることなんぢらの聚會罰を蒙るに至らざらん爲なり其ほかの事い我いたらん時これを定ん

第十二章

兄弟よ靈の賜についてい我なんぢらゞ知ざるを欲ず　二　なんぢら異邦人なりしとき引誘ゐ隨ひて言ざる偶像の下に誘れ往しい爾曹の知ところ也　三　是故に我なんぢらに示さん神の靈に感じて語る者いイエスを詛ふべき者と謂ものなし又人聖靈に感ぜざればイエスを主と謂あたゝず　四　賜い殊なれども靈い同じ　五　職い殊あれども主い同じ　六　また行爲い殊なれども一切の事を衆の人の中に行ふ神い同じ　七　靈の顯を各人に賜しい益を得しめん爲なり　八　或い靈によりて智慧の言を賜り或い同じ靈に由て知識の言を賜り　九　或い同じ靈に由て信仰を賜り或い同じ靈に由て病を醫す能を賜り　十　或い異能を行ひ或い預言し或い靈を辨へ或い方言をいひ或い方言を譯するの能を賜れり　十一　然ど凡て此等の事を行ふ者い同く一靈なり彼ろの心のまゝに各人に頒與るなり　十二　體い一にして多の肢あり一體の凡の肢い多けれども一の體なり

キリストも亦かくの如し　十三　或いユダヤ人あるひいギリシヤ人あるひい奴隸あるひい自主に拘らず我儕みな一靈に在てバプテスマをうけ一の體となり又みな一の靈を飲り　十四　ろい體い一肢のみに非ず多われども也　十五　足もし我手に非ざるが故に體に屬せずと云ば夫に因て體に屬せざる乎　十六　また耳もし我目ゐ非ざるゞ故に體ゐ屬せずと云ば夫によりて體ゐ屬せざる乎　十七　もし全身目ならば聞ところい安ずや若し全身耳ならば嗅ところい安ずや　十八　ろれ神い心のまゝに肢をおの〳〵體ゐ置たまへり　十九　若みな一の肢ならば體い安ずや　二十　肢い多われども體い一なり　二一　目い手に我なんぢに用なしと謂を得ず又頭も足ゐ我なんぢに用なしと謂を得ず　二二　體のうち尤も柔しと見る肢い却て無るべからざる者なり　二三　體のうち尊からずと意ふ所に物を無らしめん爲なり　二四　是故に我ゞの兄弟よ集りて食せんとき互ゐ相待べし　二五　もし飢なば其家にて食すべし是

ク 羅十二〇五　啉一〇廿三、四〇十二、五〇廿三、前西一〇廿四
ケ 啉四〇十一
コ 哥前十二〇十
テ 民十一〇十七
ア 羅十二〇八、堤前五〇十七
サ 哥前十二〇十
キ 哥前十四〇一、前九
ヤ 啉四〇十一
マ 啉二〇廿、三〇五
フ 徒十三〇一、羅十二〇六
エ 哥前十二〇九
ク 民十一〇十七
ケ 羅十二〇八、堤前五〇十七
コ 哥前十二〇十
サ 哥前十二〇十七、廿四
シ 哥前十四〇一、前九

イ 哥前十二〇八、九、十、廿八、十四〇一　太七〇廿二
ロ 太十二〇廿　可十一〇廿三
ハ 路十七〇六
ニ 太六〇一、二
ホ 羅十〇十二　復前四〇八
ヘ 哥前〇廿四　腓二〇四
ト 詩十〇三　羅一〇廿二
チ 詩貳四　加六〇二
リ 羅十五〇一　撮
ヌ 哥後二〇廿四
ル 哥前八〇四
ヲ 哥後三〇十八、五〇七　腓三〇十二
ル 太十八〇十　約壹三〇二

慢て我儕殊に之を尊ぶ之に因て我儕の不美ところろい愈て美しく爲なり　一四 我儕の美しき所い心を用るに及むず神い其劣れる所に殊に尊貴を加て體を調和たまへり　二五 れ體のうち分事なく諸の肢たがひに相顧み扶けん爲なり　二六 もし一の肢くるしまば諸の肢ともに苦み一の肢たふとばれなば諸の肢ともに喜ぶなり　二七 爾曹いキリストの體にして亦おの〳〵其肢なり　二八 神い第一に使徒第二に預言者第三に教師うの次に異能を行ふ者次に病を醫す能を受し者救濟する者治理者方言をいふ者を教會に置たまへり　二九 是みな使徒ならん乎みな預言者ならん乎みな教師ならん乎みな異能を行ふ者ならん乎　三十 みな病を醫す能を有る者ならん乎みな方言をいふ者ならん乎みな譯する者おちん乎　三一 なんぢら至美たる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示さん

第十三章 假令われ諸の人の言および天使の言を語るとも若し愛おくば鳴銅や響　鈸の如し　二 假令われ預言するの能あり又すべての奥義と諸の學術に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば數るに足ぬものなり　三 假令われ我すべての所有を施し又焚るゝ爲に我が身を予るとも若し愛なくば我に益おし　四 愛い寛忍をなし又人の益を圖るなり愛い妒まず誇らず傲驕らず非禮を行はず　五 己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡を念はず　六 不義を喜むず眞理を喜び　七 凡ろ事包容おほより事信じ凡ろ事望み　八 凡ろ事忍なり愛い永久も墮ることなし然ど預言い廢り方言い息知識も亦廢らん　九 我儕の知識全からず預言も全からず　十 全き者きたるときい全からざる者廢るべし　十一 われ童子の時い語るところ童子の如く識るところ童子の如く慮るところ童子の如くなりしが成人て童子の事を棄たり　十二 われら今鏡をもて見ごとく見ところ昏然おり然ど彼の時にい面を對せて相見ん我いま知ること全からず然ど彼の時にい我が知るゝ如く我おらん　十三 われ信仰と望と愛と此三の者い常に在なり此うち尤も大なる者い愛なり

第十四章 なんぢら愛を追求かつ靈の各樣の賜を慕べし殊に慕ふべきい預言する事なり　二 方言を語る者い人に語るに非ず神に語る也ろい靈に由て奥義を語ると雖も曉る者なけれ也　三 然ど預言する者い人に語りて其德をたて勸勉をなし安慰を予るなり　四 方言を語る者い己の德をたて預言する者い教會の德を建るなり　五 われ爾曹がみな方言を語る事をも願へど最も願ふ所い爾曹が預言せん事なり方言を語る者い若し譯して教會の德を建るに非ずば預言する者これより優るなり　六 然ば兄弟よ我もし爾曹に就り只方言を語りて默示あるひい知識あるひい預言あるひい教誨を語らずば爾曹に何の益あらん乎　七 れ靈なくして聲を出すもの或い笛あるひい琴もし其音別なくば吹ところ彈ところを如何で知得んや　八 もし笳さだまりなき聲を出さば誰か戰の備をなさん乎　九 此の如く爾曹も舌を以て明かならざる言を出さば何で語る所の事を知得んや此なんぢら空氣に語るなり　十 世間の口音の類おほしと雖も一として其義あらざるなし　十一 是故に若われ其聲の義を知ざれば語る者に對して我ゑびすとなり語る者また我に對して夷となる也　十二 然ば爾曹も靈の賜を慕ふ者なるゆより教會の德を建る爲に其賜の豊盛ならんことを願ふべし　十三 是故に方言を語る者い自ら之を譯せんことを祈るべし　十四 もし方言を以て祈らば我ご靈い祈るなれど我が心い人の爲に果を結むず　十五 然らば如何せん我靈を以て祈らん又心を以て祈らん我靈を以て頌とん我心を以て頌とん　十六 然ずむ爾靈を以て祝するとき愚なる者い爾の語ることを知ざれば爾が感謝するとき如何してアーメンと言んや　十七 爾の感謝するい善されど他の人い德を建ず　十八 われ爾曹よりも多く方言を語るを以て神ゐ感謝す　十九 教會の中ゐ在て我方言をもて一萬の言を語らんより寧ろ人を教ん爲ゐ我が心を以て五言を語るを善と

イ 哥前十二〇廿一
ロ 民十一〇廿五、廿九
ハ 徒二〇四、十〇四十六
ニ 徒廿二〇九
ホ 哥前十四〇廿六
ヘ 啉五〇十九　西三〇十六
ト 詩四十七〇七
チ 哥前十二〇廿四

す　二十　兄弟よ智慧に於ては嬰兒となる勿れ惡に於ては嬰兒となれ智慧に於ては成人となるべし　二一　律法に錄して主いひ給へく異なる言ことなる唇をもて此民に語らん然ども彼等は我に聽じとあり　二二　是故に方言は信ずる者の爲に非ず信ぜざる者の爲の徵なり然ど預言は信ぜざる者の爲なり　二三　もし全會一處に集るとき皆方言を以て語らば愚なる者あるひは信ぜざる者入來らんとき爾曹を狂る者と謂ざらん乎　二四　然ど若みな預言せば信ぜざる者あるひは愚なる者入來らんとき此すべての人に由て自己を責　二五　この衆の人に由て己の罪を認むべし　此の如く其心に隱たることは露るゝが故に伏て神を拜また神は誠に爾曹の中に在すと言ん○　二六　然らば如何兄弟よ爾曹あつまれる時おの〳〵に或は頌詩あり或は教誨あり或は方言あり或は默示あり或は繙譯あり悉く德を建んために之を爲べし　二七　もし方言を語る者あらば二人または多とも三人に過ず次序に循て語り之を譯する者一人あるべし　二八　もし譯する者なきときは教會の中に默して己と神に語るべし　二九　預言する者は二人あるひは三人かたり其餘の者は之を辨ふべし　三十　もし旁邊に坐するもの默示を得ば先に語るもの緘默べし　三一　ろは爾曹みな衆の人に學ばせ又勸勉を受しめん爲に一々預言することを得べなり　三二　預言者の靈は預言者に制せらる　三三　ろれ神は亂の神に非ず和平の神なり○　三四　聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に默すべし彼等は律法に云る如く順ふべき者なり　三五　もし學んとする所あらば室に在て其夫に問べし蓋をんな教會に於て語るは耻べきことなれば也　三六　神の道は爾曹より出し乎また爾曹にのみ來りし乎　三七　人もし自己を預言者とし或は靈に感ぜし者とせば我おんぢらに書遣ることは主の命なりと知べし　三八　もし知ざる者あらば其知ざるに任すべし　三九　然ば兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁ずる勿れ　四十　凡のこと端正かつ次序に循ひて行ふべし

イ 加一〇十一　ロ 羅五〇二　ハ 羅一〇十六　哥前一〇廿一　ニ 加三〇四　ホ 哥前十一〇二、廿三　ヘ 加一〇十二　ト 詩十二〇十五　賽五十三〇五、六、伊九〇廿六、但九〇廿六、亞十二〇七　路十四〇八、廿六、六〇廿三　使前一〇十一、二〇廿三　チ 詩二〇七、十六〇十　賽五十三〇十、何六〇二　路廿四〇廿六、四十六　使二〇廿五至廿一、十三〇廿三、廿四、廿五、廿六〇廿二、廿三　使前一〇十一　リ 路廿四〇廿四　ヌ 太廿八〇廿七　可十六〇十四　路廿四〇廿六　約廿〇十九、廿六　使十〇四十一　ル 路廿四〇五十　使二〇三、四　ヲ 使九〇四十七、廿二〇十四、十八　哥前八〇一　ワ 使八〇三九、一　加一〇十三　約十二〇廿五　羅六〇廿三　カ 哥前三〇八　ヨ 哥後三〇七、八　タ 哥後十一〇廿三、十二〇十一　レ 太十〇廿　羅十五〇十八、十九　哥後二〇五　加二〇八　ソ 撒前三〇七　約二〇十三　ツ 使二〇廿七、廿二、四〇十、廿三、十三〇廿　子 羅四〇廿五　ナ 羅後三〇十二　ラ 撒前二〇三　ム 使十六〇十三　廿三　西一〇十八　約一〇五　ウ 羅五〇十二、十七　井 約十一〇廿五　羅六〇廿三　ノ 哥前十五〇廿　撒前五〇十五、十六〇十七

イ 哥前十一〇二　太十一〇廿　羅十六〇十九　哥前二〇一　哥西〇十四　來五〇十二、十三　撒前二〇二　ロ 賽廿八〇廿四　ハ 約十〇廿三　ニ 哥前十二〇十二　ホ 使二〇十三　ヘ 使二〇十三　ト 哥後十一〇十　チ 哥後十〇七　リ 哥前十四〇六、十二〇八、九、十　ヌ 哥前十二〇七　哥後十二〇十九　哥西〇十二　ル 哥後十〇七　ヲ 約壹四〇六　ワ 使二〇十三　カ 賽四十五〇十四　亞八〇廿三　ヨ 哥前十四〇六、十二〇八、九、十　タ 哥前十二〇七　哥後十二〇十九　哥西〇十二　レ 哥前十二〇十　ソ 撒前五〇十九、廿　ツ 約壹四〇一　子 哥前十一〇十六　ナ 撒前二〇十一、十二　ラ 撒前五〇廿二　ム 哥前十一〇三　哥西五〇廿二　西三〇十八　多二〇五　撒前三〇一　ウ 哥後十〇七　約壹四〇六　井 哥前十二〇廿一　撒前五〇廿　ノ 哥前十四〇廿三

第十五章　一　兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告こゝ爾曹が受しところ之に因て立し所なり　二　爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信ずることなくば之に由て救れん　三　わゞ爾曹に傳へしい我ゞの受し所の事にて其第一は即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死　四　また聖書に應て葬られ第三日に甦へり　五　ケパに現れ後十二の弟子に現れ　六　後五百の兄弟の共に在とき亦これに現れ給へり其兄弟のうち多は今なほ世にあり然ども既に寢たる者もあり　七　此後ヤコブに現れ又すべての使徒に現れ　八　最後に月たらぬ者の如き我にも現はれ給へり　九　蓋われ神の教會を迫害せし故に使徒と稱ふるに足ざる者にして使徒の中に至微者なれど也　十　然ど我かくの如なるを得しは神の恩に由てあり我に賜し神の恩は徒然からず我は衆の使徒よりも多く勞たり此は我に非ず我と偕にある神の恩なり　十一　是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信ぜり○　十二　キリストは死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死より甦ることは無といふ者あるは何ぞや　十三　もし死より甦ることなくばキリストも亦甦らざりしならん　十四　キリストもし甦らざりしならば我儕の宣るところ徒然また爾曹の信仰も徒然からん　十五　且われら神の爲に妄の證をする者とならん我儕は神はキリストを甦らしゝと證すれど也もし死し者よみがへる事なくば神はキリストを甦らしむる事なかるべし　十六　もし死し者よみがへる事なくばキリストも甦ることは無りしならん　十七　若キリスト甦らざりしならば爾曹の信仰は徒然なんぢらは尚罪は居ん　十八　又キリストは在て寢たる者も沉淪しならん　十九　若キリストは由る我儕の望たゞ此世はみならば衆の人の中は尤も憐むべき者なり　二十　然ど今キリストは死より甦りて寢たる者の復生れ首となれり　二一　ろれ人は因て死ることいで人は因て甦ることも出たり　二二　アダムは屬る衆の人の死る如くキリストに屬る衆の人は生べし　二三　然ど各人ろの次序

オ 但ゆ〇十四、十七
ク 節百十一、〇一　徒二〇卅四、卅五、卅一〇廿二　來一〇十三、十三
ヤ 撒後一〇十一　默一〇十三
マ 詩八〇六　太十八〇十八　來二〇八　撒前三〇廿二
ケ 詩三〇廿一
フ 哥前三〇十三、十一〇三

コ 哥後十一〇廿六　加五〇十一
エ 撒前二〇十九
テ 羅八〇卅六　哥前四〇九　哥後四〇十、十一、十一〇廿三
ア 哥後一〇八
サ 傳二〇廿四　來十三〇十三、五十六、〇十二　路十二〇十九
キ 哥前五〇六
ユ 羅十三　十一　啣五〇十四
メ 撒前四〇五　哥前六〇五
ミ 哥前六〇五
シ 詩三七〇三
王 詩十二〇廿四

ヒ 但十二〇三　太十三〇四十三
モ 詩三〇廿一

お循ふ初めキリスト次ぎキリストれ來らんとき彼に屬する者あり　二四　後かれ諸の政および諸の權威と能を滅して國を父れ神に付さん是終なり　二五　蓋かれ諸の敵を其足の下に置ときまでに王たらざるを得ざれ也　二六　いやはて最後に滅さるゝ敵に死なり　二七　ろい神すべての物をキリストの足下に置給へ之あり萬物を其下に置りと云給るときに萬物を其下に置ところれ者に其内にあらざること明かあり　二八　すべての物も亦みづから萬物を己に服さしゝ者に服ふべし是神すべてれ物の上に主たらん爲あり　二九　もし死し者全く甦らずば死し者の爲にバプテスマを受て何の爲にせんとする乎かれら死し者の爲にバプテスマを受るに何故ぞや　三〇　また何の爲に我儕つねに危險に居や　三一　我儕の主キリストイエスに在て爾曹につき我が有る喜をさし誓て我日々に死ると言　若われ人の如くエペソに於て獸と共に鬪ひしあらば何の益あらん乎もし死し者甦らずば飲食するに若ず我儕明日去ぬべき者なれ也　三三　爾曹みづから欺く勿れ惡交に善行を害ふあり　三四　なんぢら醒て義を行ふべし罪を犯す勿れ爾曹のうち神を知ざる者あり我かく言て爾曹を愧しむる也○　三五　人あるひに問ん死し者いかに甦るや如何なる身體にて來る乎と　三六　愚なる者よ爾が播ところの種まづ死ざれば生ず　三七　又なんぢが播ところのもの將來はゆる所の體を播に非ず麥にても他の穀にても只粒のみ　三八　然るを神に己の意に隨ひて之に體を予へ種おとに其おのゝの形體を予へ給ふ　三九　凡の肉おなじ肉に非ず人の肉あり獸の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり　四〇　天に屬る物の形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮に地に屬る物の榮に異なり　四一　日の榮あり月の榮あり星の榮あり星と彼星と其榮また各々異あり　四二　死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ壞ざる者に甦され　四三　尊からざる者にて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ强き者に甦され　四四　血氣の體にて播れ靈の體に甦さるゝなり血氣の體あり靈の體

セ 創二〇七
ス 羅五〇十四
イ 詩九〇四十、五十、六〇卅三、卅
ロ 詩三〇卅一
ハ 詩二〇七、三〇十九
ニ 詩三〇十二、卅一
ホ 詩三〇廿、廿一
ヘ 創五〇三
ト 羅八〇廿九　哥後三〇十
チ 詩壹三〇十一　詩三〇廿一
リ 太十六〇十七　詩三〇三、撒前四〇十五、十六、十七
ヌ 詩三〇廿一　亞九〇十四　太廿四〇卅一
ル 詩五〇廿五　撒前四〇十六
ヲ 哥後五〇四
ワ 箴廿五〇八　來二〇十四、十五　默廿〇十四
カ 何十三〇十四
ヨ 羅四〇十五、五〇十三、七〇五、十二
タ 詩壹五〇四、五
レ 羅七〇廿
ソ 彼後三〇十四
ツ 哥後三〇八
イ 徒十一〇廿九、廿四〇十七　羅十五〇廿六、哥後一〇〇
ロ 徒廿七　默一〇十
ハ 哥後八〇十九
ニ 哥後八〇、六〇十九
ホ 哥後八〇四、十九
ヘ 徒十九〇廿一　哥後一〇十六
ト 徒十五〇三、十七〇十五、廿一〇五　羅十五〇廿四　哥後一〇十六
チ 徒十八〇廿一　哥前四〇十九　雅四〇十五

あり　四五　錄して始の人アダムは生命ある魂となり終のアダムは生命を予ふる靈となると有ごとし　四六　靈の者は先に在ず反て血氣の者ささに在て靈の者のちに在なり　四七　第一の人は地より出て土につき第二の人は天より出たる主なり　四八　かの土に屬る者に凡て土に屬る者は似あり彼の天に屬る者に凡て天に屬る者は似あり　四九　われら土に屬る者の狀を有かくの如く後また天に屬る者の狀を有ん　五〇　兄弟よ我これを言ん血肉は神の國を嗣こと能ずず亦壞る者は壞ざる者を嗣こと能はず　五一　視よ我なんぢらに奧義を告ん我儕こと〳〵く寢るにも非ず我儕みな末の鉦の响んとき忽ち瞬息間に化せん蓋鉦あらんとき死し人よみがへりて壞ず我儕もまた化すべけれも也　五三　この壞る者は必ず壞ざる者を衣ぬる者は必ず死ざる者を衣べし　五四　此くつる者くちざる者を衣この死る者ぬざる者を衣んとき聖書は錄して死は勝に呑れんと有は應べし　五五　死よ爾の刺は安に在や陰府よ爾の勝は安に在や　五六　死の刺は罪なり罪の能は律法なり　五七　我儕をして我主イエスキリストは由て勝を得しむる神は謝す　五八　是故は我が愛する兄弟よ爾曹貞固して搖ず恒は闢て主の工を務よ蓋なんぢら主は在て其行ところの勞の徒然からざるを知もあり

第十六章

聖徒の爲は金を捐すことは就ていガラテヤの教會に我が命ぜし如く爾曹も行ふべし　一　週の首の日ごとに爾曹おの〳〵其得ところの利は循ひて之を家に蓄へ置これ我ゞ到るとき始て捐すこと莫らん爲あり　三　我いたらば書を爾曹が撰ぶ所の人は予へ爾曹の惠をエルサレムに携へしむべし　四　もし我も往べくば彼等われと偕に往べし　五　我マケドニヤを經んとすればマケドニヤを經るとき爾曹は就り　六　爾曹と偕に留らん或は爾曹と冬を過ことあるべし斯て爾曹が我を我ゆく處は送ことを望む　七　いま途間なんぢらを見んことを欲ず主もし我は許さば暫く爾曹と偕に居ることを望む　八　我ペンテコステまでエペソは居

リ 徒十四〇廿七 哥後二〇十
ヌ 二 西四〇三 豎三〇八
ル 徒十九〇九
ル 徒十九〇廿二 哥前四〇十
リ 羅十六〇廿一 腓二〇廿、
セ 二 撒前三〇二
リ 徒十五〇廿三
カ 徒十五〇廿三、三〇五
ヨ 哥前一〇十二、廿五〇十
タ 太廿四〇廿二、廿五〇十
レ 三 撒前五〇六 被前五〇
八 哥前十五〇一 腓一〇廿
七 四〇一 撒前三〇八 撒
後二〇十五 西一〇十一
ソ 啣六〇十五 哥前十四〇一 彼前四〇八
ツ 哥前十四〇一 彼前四〇八
子 羅十六〇五
ナ 羅十六〇五 彼後八〇四 九〇一 來六
〇十
ム 來十三〇十七
ウ 來六〇十
井 彼後十一〇九 腓二〇廿
ノ 西四〇八
オ 啣二〇廿九 撒前五〇十二
ク 羅十六〇五、十五 門二
ヤ 羅十六〇十六
マ 西四〇十八 撒後三〇十七
ケ 啣六〇廿四
フ 加一〇八、九
コ 啣十四、十五
エ 羅十六〇廿

ん りい廣かつ功效を成の門ひらけて我前ゐ在また敵る者多けれど也○ テモテ若いたらむ爾曹愼て彼
をして懼るゝ所なく爾曹の中ゐ居しめよ蓋かれも我ごとく主の事を務る者ゐれむ也 是故ゐ爾曹かれを
貌視ことおく平安に送て我ごの所ゐ來らしめよ我かれが他の兄弟等と偕に來るを待べゐり 兄弟アポロに
就てい兄弟等と偕ゐ彼ごの爾曹に到らんことを我大に勸れど彼さらゐ今往てとを欲せず然ど便時あらば往
べし なんぢら目を醒し堅く信仰に立て丈夫の如く剛かれ 爾曹の行ふ所みな愛を以て行ふべし 兄弟
よステパナの家い即ちアカヤの初の果なり又かれらが聖徒のことゐ身を委て事るい爾曹ゲ知ところ也
われ勸む爾曹も此の如き者および之と偕に勞る者ゐ服せよ 我ステパナとポルトナトとアカイコの來る
を喜ぶ是なんぢらの缺る所を補へむなり 彼等わごの心と爾曹の心を慰めたり是故に爾曹かくの如き者を
重んずべし アジアの諸教會なんぢらに安を問アクラとプリスキラ及び其家の教會主に在て爾曹に切々
ゐ安を問 諸の兄弟なんぢらゐ安を問なんぢら潔き接吻を以て互に安を問 我パウロ親手なんぢらに安
を問 もし人主イエスキリストを愛せざれむ詛るべし主臨らん 願くい主イエスキリストの恩なんぢ
らと偕にあれ わごの愛すべてイエスキリストゐをる爾曹と偕ゐ在なりアーメン

新約全書哥林多前書　終

イ 哥前一〇一 鼎一〇一 西
一〇一 提前一〇一 提後
ロ 腓一〇一 西一〇二
ハ 羅一〇七 哥前一〇三 加
一〇三 腓一〇二 西一〇
二 撒前一〇一 撒後一〇
ニ 門三 彼前一〇四
ホ 徒九〇四 哥後四〇十 西
一〇廿四
ヘ 哥後四〇十五
ト 羅八〇十七 提後二〇十二
チ 徒十九〇廿三 哥前十五〇
卅二、十六〇九
リ 耶十七〇五、七
ヌ 彼後二〇九
ル 羅十五〇卅 腓一〇十九
門廿三
チ 哥後四〇十五
ワ 哥後二〇二、四、十七
カ 哥前二〇四、十三
ヨ 腓二〇十六、四〇一
タ 哥後九〇十二

新約全書使徒パウロコリント人におくれる後書

第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテコリントゐある神れ教會と
偏くアカヤゐある凡れ聖徒ゐ書を達る 願くい爾曹我儕れ父なる神および主イエスキリストより恩寵と
平康を受よ○ 頌美べきかな神即ち我儕れ主イエスキリストの父慈悲れ父すべての安慰を賜ふれ神 神
い我儕が諸般の患難れ中ゐ我儕を慰めたまふ是我儕をして神れ我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろ〳〵
れ患難にをる者を慰むることを得しめん爲なり 蓋キリストの苦われらゐ多くあるが如く我儕の安慰も
キリストゐ由て多くれば也 われら或い患難を受るも爾曹ごの安慰と救の爲なり此安慰と救い爾曹の中
ゐ動きて我儕ごの受る如き苦を爾曹ゐも同く忍しむるなり我儕ゐるひい安慰を受るも亦なんぢらが安慰と
救の爲なり 爾曹が苦を偕ゐ受る如くまた安慰をも偕ゐ受ることを我儕い知この故ゐ爾曹につき我儕ごの
望むところい堅し 兄弟よ我儕がアジアに於て遇し所の苦難を爾曹ごの知ざるを欲まず即ち責らるゝこと
甚だくして勢ひ當ごたく生命を保ん望をも失ふゐ至れり 且われら心中ゐ必死を定む是故ゐ己を恃ずし
て死し者を甦らする神を恃めり○ 神すでに我儕を此れ如きの死より救ひ今また救へり後も尙われらを
救ひ給ふんことを望む 爾曹も我儕の爲ゐ祈りて相助く斯て許多の人ゐより我儕ゐ賜りし恩寵を許多の
人も我儕ごの爲ゐ感謝するゐ至らん○ 我儕の眞心われら神れ賜ふ所れ丹心と信實に由また肉れ智慧ゐ由
ず神の恩寵により世に在て行をおし特ゐ爾曹ゐ向ひて此の如き行を爲りと證す是われらごの誇る所おり
我儕おんぢらに書遺る所い爾曹が讀ところ曉る所れ外ゐ非ざる也 われ爾曹ゲ終に至るまで左の事を爾
曹の中に識者あるが如く識んことを望む即ち主イエスの日に爾曹ごの我儕に由て誇る如く我儕も爾曹に由

て誇る是あり　十五 我これを信ずるに因て再び爾曹に益を得させんため前にい先なんぢらに至り　十六 また爾曹を過てマケドニヤにゆき復マケドニヤより爾曹わ歸り爾曹をして我をユダヤの方へ送しめんことを欲へり　十七 我かく定めしとき虚浮心あらん乎また我ゞ定しところ肉わ由てさだめ是なり是なりと言また非なり　十八 非ありと言んや　眞實の神われらが爾曹わ向ひて曰る言わ是と言また非と言しことあしと證す　十九 蓋われら即ち我とシルワノ及びテモテ爾曹の中わ傳たる神の子イエスキリストい是と言また非と言ゞ如き事なし彼わい唯是と言こと有のみ　二十 凡て神の約束い彼の中わ是となり又かれの中にアーメンとなり我儕わ由て神の榮の顯るゝに及ぶ　二一 我儕を爾曹と偕わキリストわ堅固し且われらわ膏を沃し者い神なり　二二 彼また我儕わ印し且質として靈を我儕の心わ賜へり○　二三 我いまだコリントわ至らざるい爾曹を寛容わせんゞの爲なり我神を顧わが靈の爲わ證を求む　二四 我儕なんぢらの信仰を主どらんとするわ非ず唯なんぢらの喜樂を助んとするあり蓋あんぢら信仰に由て立ゝあり

第二章　われ憂を以て再び爾曹わ至らじと自ら決たり　二 若われ爾をして憂しめゞ我憂しむる所の者の外わ誰か我を喜ゝせん乎　三 われ前わ爾曹わ書遺しい我いたらんとき我を喜ゝす可もの反て我を憂ゝめんことを恐れて也なんぢら皆わが喜樂を已が喜樂とすることを信ずる也　四 われ大なる患難と心の哀痛あるわより多の涙を以て爾曹わ書遺れり此い爾曹をして憂しめんとするわ非ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり○　五 もし憂しむる者あらゞ我を憂しむるわ非ず畧あんぢら衆を憂しむるあり如此いふい我これを甚しく責ることを欲ゝざる也　六 斯る人い多の人の責を受ると已わ足り　七 然ゞ爾曹い反て彼を赦し慰むべし恐くい彼ゝなはだしく憂わ沈まん　八 是故に我なんぢらの愛を彼に顯さんことを爾曹わ勸む　九 われ

レ 羅一〇十一
ソ 哥前四〇十九
ツ 哥前十六〇五、六
子 哥後十〇二
ナ 可一〇一　路一〇卅五　徒九〇廿
ム 羅十三〇八　羅十五〇八、九
ウ 約二〇廿、廿七
井 啣二〇十九　默二〇十七
ノ 哥後九〇五　啣一〇十四
オ 哥前四〇廿一　哥後二〇三、十二〇廿、十三〇二十
ク 腓一〇九　哥後十一〇廿一
ヤ 加一〇廿　腓一〇八
マ 羅十一〇廿　哥前十五〇一
イ 哥後一〇廿三、十二〇廿、廿一、十三〇十
ロ 哥後十二〇廿一
ハ 哥後七〇十六、八〇廿二　加五〇十
ニ 哥後七〇八、九、十二
ホ 哥前五〇一
ヘ 加四〇十二
ト 哥前五〇四、五　提前五〇廿
チ 加六〇一

前に書を爾曹わ遺りしい爾曹ゞの凡の事に順ふや否こゝろみて之を知ん爲あり　十 あんぢら何事によらず人を赦ことあらゞ我また之を赦さん我もし赦しゝ事わらゞ爾曹の爲キリストの前わ赦しゝあり　十一 是我らサタンに勝ざらん爲あり我儕かれの詭計を知ざるに非ず○　十二 我キリストの福音の爲わトロアスわ至り主我爲に門を闢き給ひしわ　十三 わが兄弟テトスわ遇ざるゞ故わが心安からず彼等わ別を告てマケドニヤわ往り　十四 常わ我儕をしてキリストわ在て勝を得しめ且かれを知の香を我儕をもて遍く示す神に感謝す　十五 救るゝ者わ就ても沈淪者わ就ても我儕神の爲にいキリストの馨香あり　十六 沈淪者の爲わい死の香にて彼等を死わ至しむ救るゝ者の爲にい生の香わて彼等を生に至らしむ誰か之わ堪んや　十七 我儕おほくの人の如く神の道を混亂せず即ち誠により神に由て神の前わキリストわ在て言あり

第三章　我儕また自ら已を薦めん乎われら或人の如く人より薦書を受て爾曹に與し或い爾曹より薦書を受て人わ與すべき者ならん乎　二 爾曹い我儕の書なり即ち我儕心に書せり衆の人の知ところ讀ところ也　三 爾曹い明かに我儕ゞ役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し又石碑わ非ず心の肉碑に記したり　四 我儕キリストわより神わ向ひて此の如き信仰あり　五 然ゞ我儕已わ由て自ら何事をも思得るわ非ず我儕の思得るい神わ因り　六 かれ我儕をして新約の役者となるわ足しむ儀文わ事るわ非ず靈わ事ふる也ういい儀文い殺し靈い生せ心なり　七 終わ廢るべきモーセの面の榮わ因てすらイスラエルの人々かれの面を注目ことを能ざりき斯く石に鐫し儀文の死法なほ榮あるときい　八 況て靈の法い榮わらざらん乎　九 罪を定むる法もし榮あらゞ況て義とする法い其榮さらわ愈らざらん乎　十 昔榮ありと爲しものも後の榮に比れゞ榮おき者となれり蓋のちの榮の更わ愈れるわ緣てあり　十一 もし廢らん者に榮ありしあらゞ況て長存る

リ 哥後七〇十五、十〇六
ヌ 徒十六〇八、廿〇六
ル 哥前十六〇九
チ 哥後七〇五、六
ワ 哥後一〇三
カ 哥後四〇三
ヨ 哥前一〇十八
タ 默二〇卅四　約九〇卅九
レ 哥前一〇七、八
ソ 哥後九〇二、十一〇十三
ツ 哥後一〇十二、四〇二
イ 哥後五〇十二、十〇八、十二、十二〇十一
ロ 徒十八〇廿七
ハ 哥前九〇二
コ 哥前三〇五
ホ 出廿四〇十二、卅四〇一
ヘ 詩四十〇八　耶卅一〇卅三
結十一〇十九、卅六〇廿六
來八〇十
ト 哥前十五〇十　約十五〇五　哥後二〇十六
リ 哥前十五〇十　耶卅一〇卅一　太廿六〇廿
ヌ 哥前三〇五、十五〇十　哥後五〇十八　啣二〇廿
ル 羅二〇廿七、廿九、七〇六
チ 羅三〇廿七　四〇十五、七〇
ワ 出卅四〇十九、卅〇卅五
カ 出卅四〇二、廿八　申十〇
ヨ 出卅四〇二、廿八　申十〇
タ 羅七〇十
レ 加三〇五
ソ 羅一〇十七、三〇廿一